

最高裁昭和六〇年（行ツ）第六二号、六一・二・一八判決  
判 決

上告人 富里商事株式会社

被上告人 中央労働委員会

右参加人 ノースウエスト航空日本支社労働組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和五九年(行コ)第三号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五九年一月二九日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原判決を正解せずその不当をいうものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷